

豊島区災害時トイレ確保・管理計画(案)

概要説明資料

－目次－

1. はじめに
2. 豊島区の現状
3. 課題と災害時のトイレ確保・管理方針
4. 到達目標

豊島区 総務部 防災危機管理課

令和8年2月20日

01

はじめに

1.はじめに

本計画の目的

発災後の全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保とともに、日常生活の早期回復をするため、災害時のトイレ環境の向上を図る。

災害時のトイレ問題

トイレに関する問題は過去の震災でも繰り返し発生しており、被災者の命と健康、活力を守る上で、深刻な課題

問題1 水洗トイレ使用不可による不衛生なトイレ環境の発生

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震などの大規模地震では、断水や停電、給排水管の損壊、し尿処理施設の被災により、多くの地域で水洗トイレが使用不可となった。
- 発災から数日間でトイレが排せつ物の山になり、劣悪な衛生状態となったところも少なくない。



写真：日本トイレ研究所

問題2 不衛生なトイレ環境による健康被害の発生

- トイレが不衛生なものであり不快な思いをする避難者が増え、トイレの使用がためられると、トイレの使用を減らすために水分や食事を控えることとなり、避難者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化がみられた。

本計画で目指す姿

実施
事項

災害時のトイレ環境の向上

目指す姿
1

発災後の全ての被災者の安全で質の高い生活環境の確保

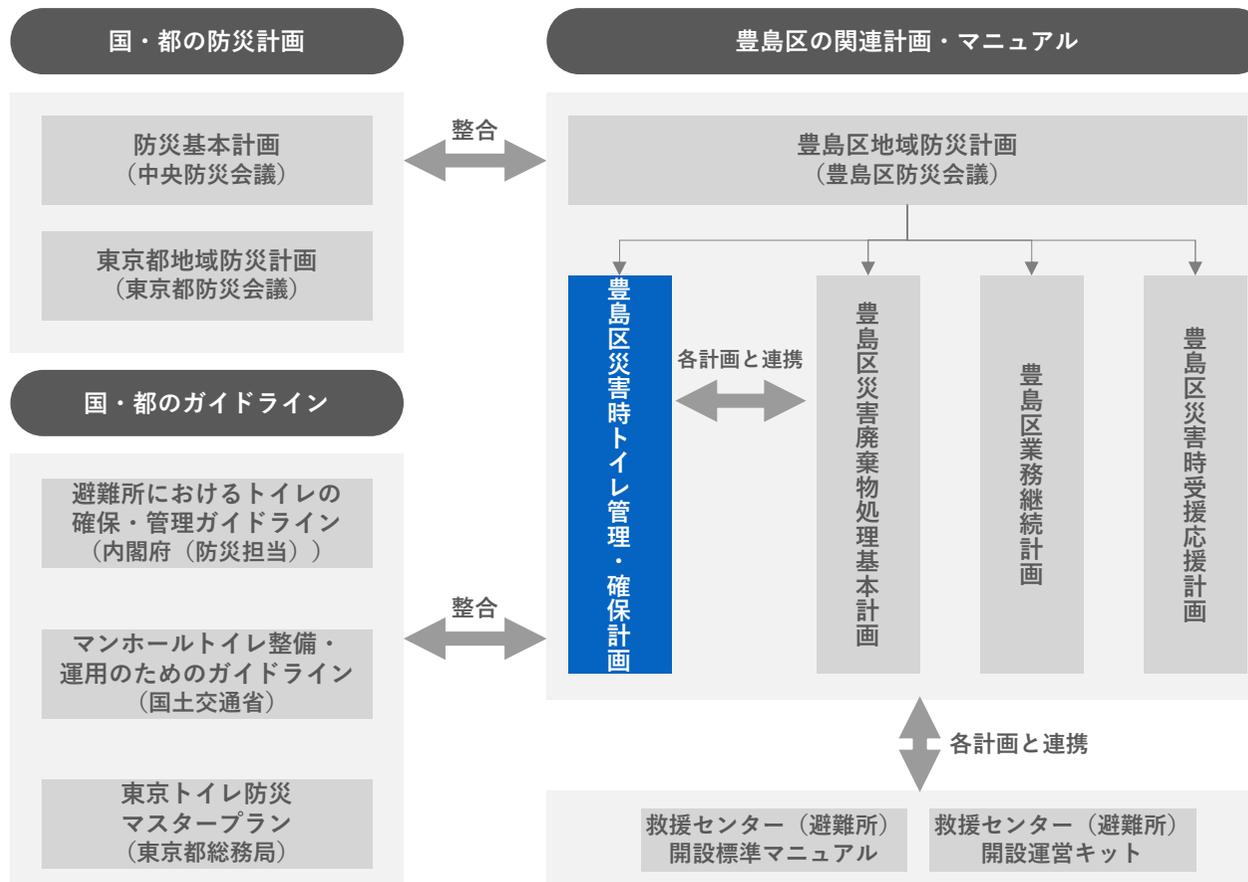
目指す姿
2

日常生活の早期回復

1.はじめに

本計画の位置付け

国及び都が定めた防災計画・各種ガイドラインと整合を図りながら、**豊島区地域防災計画**の**関連計画**として策定する。



02

豊島区の現状

豊島区の被害想定

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」にある地震のうち、豊島区に大きな被害が想定される都心南部直下地震及び多摩東部直下地震を本計画の想定地震とする。

首都直下地震による豊島区の被害想定

豊島区地域防災計画においても、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震を想定地震としている。

豊島区では、上水道（断水率）が21.6%、下水道（下水道管きよ被害率）が3.4%の被害が想定されている。

人的被害	物的被害	ライフライン被害	その他の被害
死者 59人	建物全壊棟数 827棟	電力（停電率） 6.5%	帰宅困難者 128,014人
負傷者 1,467人 (うち重傷者236人)	焼失棟数 860棟 (倒壊建物含まず)	通信（固定電話不通率） 1.9%	避難所への避難者数 32,136人
		ガス（供給停止率） 0.0%	エレベーター閉じ込め数 647台
		上水道（断水率） 21.6%	震災廃棄物 43万t
		下水道（下水道管きよ被害率） 3.4%	

※「首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議」より一部抜粋
豊島区に大きな被害が想定される「都心南部直下地震（冬の夕方18時 風速8m/秒）」
及び「多摩東部直下地震（冬の夕方18時 風速8m/秒）」のうち、被害の大きい方を記載

2. 豊島区の現状

災害用トイレの現状数量

豊島区にある災害用トイレ（令和7年9月時点）は、**864基（47施設）**である。

種類	形式	数量	対象施設	
携帯トイレ	便袋回収・焼却	使用可能回数141,483回	73施設	
簡易トイレ	便袋回収・焼却	272個	7施設	
仮設トイレ	備蓄・組立式	10基 / 4,000基	1施設	
マンホールトイレ	敷地内	150基	25施設	
	公道上	0基	0箇所	
常設トイレ	建物内	くみ取式	0基	0施設
		代替水利用式	704基	21施設
		くみ取式かつ代替水利用式	0基	0施設
		くみ取・代替水利用なし	0基	0施設
	公衆トイレ	くみ取式	0基	0施設
		代替水利用式	0基	0施設
		くみ取式かつ代替水利用式	0基	0施設
		くみ取・代替水利用なし	0基	0施設

※豊島区内の施設（表II-5「災害用トイレの確保対象施設（令和7年9月時点）参照）のうち災害用トイレがあり、かつ災害時においても不特定多数の区民が利用できる施設にある災害用トイレの設置数を計上した。

※マンホールトイレ（公道上）で必要となる便器やテント等の上物は、現状備蓄がなされていないため、マンホールトイレ（公道上）の設置数202基は上表には計上しない。

災害用トイレの過不足状況

発災直後から災害用トイレが不足することが想定され、国や他自治体、協定締結事業者等からの支援が来ない「発災から3日目まで」のトイレ対策が課題となる。

避難者全体に対する災害用トイレの過不足状況（区全体）

発災から4日目以降では、災害用トイレが最大3,345基必要となるため、他団体支援を活用しながら対応する。

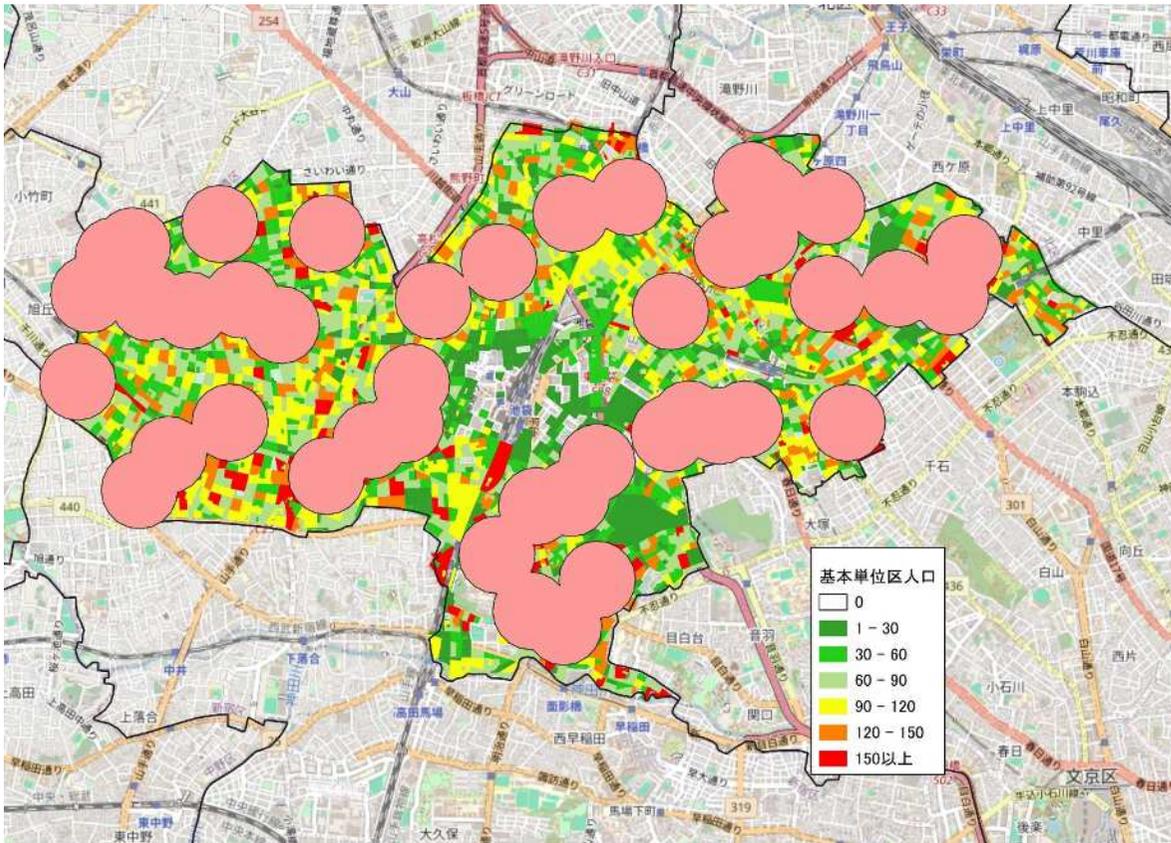
発災からの経過時間	トイレ必要基数 (国・都基準)	避難者※1	災害用トイレ 必要基数	他団体支援	確保可能な災害用トイレ分※2・不足している災害用トイレの内訳
1～3日	50人に1基	88,952人	1,781基	無し	確保可能な災害用トイレ 864基 不足している災害用トイレ 917基
4～1週間	50人に1基	83,902人	1,679基	国 他自治体 協定締結 事業者等	確保可能な災害用トイレ 864基 不足している災害用トイレ 815基
1～2週間	20人に1基	66,864人	3,345基		確保可能な災害用トイレ 864基 不足している災害用トイレ 2,481基
2週間～ 1か月		39,139人	1,958基		確保可能な災害用トイレ 864基 不足している災害用トイレ 1,094基
1か月～		20,271人	1,015基		確保可能な災害用トイレ 864基 不足している 災害用トイレ 151基

※1 災害用トイレの使用が想定される「避難所避難者」「避難所外避難者」「災害用トイレの利用が想定される在宅避難者」の合計値

※2 国や他自治体、協定締結事業者等からのトイレに関する支援は含んでいない。

2. 豊島区の現状

災害時のトイレ空白エリア

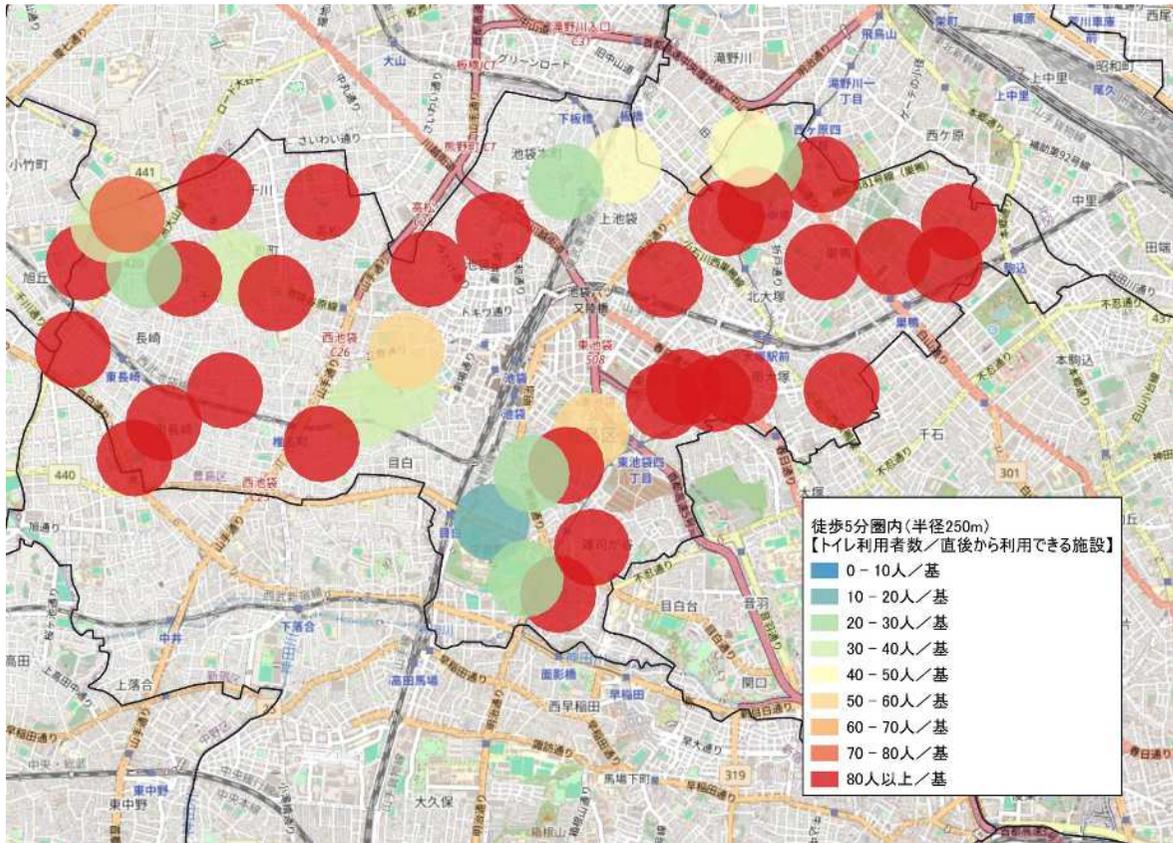


災害時に使用できる トイレが徒歩約5分圏内に 無いエリアを可視化

- 災害用トイレを適切な場所に配置する指標として、災害時に使用できるトイレがある施設の徒歩約5分圏（半径250m円）外を災害時のトイレ空白エリアとした。
- 災害用トイレがある区有施設及び都有施設が区内に広く点在していないこともあり、トイレ空白エリアが目立っている。
- また、令和2年国勢調査人口と重ね合わせてみると、左図の赤枠の場所が、空白エリアのなかでも人口の集積が多く、新たなトイレ配置、事業者へのトイレ貸出協力の依頼など、新たな確保対策を検討する必要がある。

2. 豊島区の現状

各施設のトイレ空白エリア



災害時に使用できる トイレがある施設における トイレ充足度を可視化

- 災害用トイレがある施設のトイレ充足度を評価する指標として、施設のトイレを利用することが想定される利用者数を、設置されている災害用トイレの基数で割ることで算出した。
- 左図の赤く示した施設については、災害用トイレ1基当たり、80人以上の利用者数の想定となっており、国や都の基準である「発災から1週間までは50人に1基、1週間以降は20人に1基」と比較しても、十分な基数を確保できていないとは言えず、災害用トイレの増設を検討する必要がある。

03

課題と災害時のトイレ 確保・管理方針

課題と災害時のトイレ確保・管理方針

過去の震災で繰り返し発生するトイレ問題を解決するために、**災害用トイレの十分な数量確保、快適で衛生的なトイレ環境の整備、自助・共助の取組の普及啓発**を行う。

課題

課題1 災害用トイレの不足

- 人口が集積しているにもかかわらず、災害用トイレがないエリアがある。
- 国や都の基準である「発災から1週間までは50人に1基、1週間以降は20人に1基」と比較しても、十分な基数を確保できていないエリアがある。

課題2 衛生的なトイレ環境の整備

- 要配慮者・女性・子どもなど、多様な利用者のニーズに配慮するとともに、救援センター（避難所）運営を担う避難者の協力を得て、衛生的な環境を確保する必要がある。

課題3 防災意識を持ち合わせていない方への普及啓発

- 災害時のトイレ利用で本当に困ってしまうのは、防災イベントや防災講座に参加しておらず、平常時から防災意識をあまり持ち合わせていない方々への防災意識の啓発方法を検討する必要がある。

方針と対策の方向性

方針1 災害時に必要なトイレの十分な数量確保と適切な配置

対策の方向性

- 災害発生当初（1日～1週間）に想定されるトイレ利用者に対して、50人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。
- 災害時のトイレ空白エリアの解消に向けて、災害用トイレの新規設置、区有施設トイレの災害対応化等を行い、適切な配置に努める。
- 協定に基づく災害用トイレの供給体制の強化や支援物資の輸送体制の構築に努める。

方針2 多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備

対策の方向性

- アセスメントを行うことにより、トイレの使用を控えることによる健康障害や災害関連死の発生を防止するとともに、要配慮者・女性・子どもなど、多様な利用者のニーズに配慮し、快適で衛生的な質の高いトイレの環境整備に努める。

方針3 日頃からの自助・共助の取組の普及啓発

対策の方向性

- 防災授業や防災講話、各種防災イベント等で、携帯トイレの備蓄の推進及び使用方法について周知する。
- マンションにおける汚水逆流の防止のため、災害時のトイレの使用禁止及び携帯トイレ使用の徹底並びに排水設備点検方法について周知する。

災害時のトイレ確保に向けた対策例

発災直後から災害用トイレの不足が想定されるという現状を鑑み、
災害時に必要なトイレの十分な数量確保を優先事項として対策を検討する。

対策
例 1

区有施設トイレの災害対応化



平常時に不特定多数の方が出入りする区有施設を中心にトイレの災害対応化を実施

- 災害用トイレが不足しているエリアにある区有施設トイレについて、災害時に使用できるトイレの新規設置や既設トイレの災害対応化を実施して、トイレ空白エリアの解消に取り組む。
- 区有施設の新設や改修工事のタイミングに合わせて、災害時も使用できるトイレを設置する。

対策
例 2

民間施設との災害用トイレ
使用に関する連携協力



災害時に使用できるトイレを区有施設・都有施設に加えて、民間施設にも協力依頼

- 区有施設及び都有施設にある災害用トイレだけでは、災害時に必要なトイレ数量に到底及ばないため、民間施設にも協力依頼をする。
- 例えば、一時滞在施設に関する連携協力の協定を締結している民間事業者に対して、帰宅困難者だけでなく、災害用トイレの利用を必要としている方々に向けての開放についても協力依頼をしていく。

対策
例 3

携帯トイレの備蓄



上下水道被害のある在宅避難者向け携帯トイレを救援センター（避難所）で備蓄

- 発災から3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、上下水道被害のある在宅避難者向けに、し尿収集車による収集を要しない携帯トイレを備蓄する。
- なお、発災から3日目までは、携帯トイレ等を含む物資輸送が困難な状況が想定されることから、可能な限り救援センター（避難所）等に備蓄する。

災害用トイレの快適で衛生的な環境の確保と普及啓発に向けた対策例

多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境と整備と日頃からの自助・共助の取組の普及啓発に向けた対策を検討する。

災害用トイレの快適で衛生的な環境の確保

救援センター（避難所）等のトイレの衛生管理と防犯対策を実施

対策例1

救援センター（避難所）開設標準マニュアルの見直し

- ・ トイレの環境整備に関する記述はあるが、現在の知見を踏まえた具体的なものとはなっていない。既設トイレの使用可否の確認手順やトイレに関する運用方法、運用上の注意事項等を記載する。

対策例2

防犯対策に資する物資の備蓄

- ・ 女性や子どもが昼夜を問わずに安心してトイレに行けるようにするために、個室やトイレまでの経路に設置する照明器具や個室内に設置する防犯ブザーを備蓄する。

対策例3

多様な利用者のニーズに配慮したトイレ環境の整備

- ・ 足が不自由等の身体的な理由からマンホールトイレまでの移動が困難な方が使用するため、自動密封式の簡易トイレを整備

自助・共助の取組の普及啓発

防災講座や防災講座、各種イベント等で、携帯トイレの備蓄の推進及び使用方法について周知

としまDOKIDOKI 防災フェス



マンション住民向け 防災講座



04

到達目標

4. 到達目標

到達目標

「東京トイレ防災マスタープラン」及び「同プラン実行計画」を踏まえ、令和12年度までに災害用トイレの不足状況の改善と災害時のトイレ空白エリアの半減を目指す。

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R17年度
	各種対策の実施				到達目標	将来的な到達目標
方針① 災害時に必要なトイレの十分な数量確保と適切な配置	災害用トイレの新規設置、区有施設トイレの災害対応化等の実施				<ul style="list-style-type: none"> フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の改善 災害時のトイレ空白エリアのおおむね半減 災害用トイレを保有する区有施設におけるトイレ充足度の向上 	<ul style="list-style-type: none"> フェーズに応じた避難者数に対する災害用トイレの不足状況の解消 災害時のトイレ空白エリアの解消 災害用トイレを保有する施設におけるトイレ充足度の向上
方針② 多様な避難者に配慮した快適で衛生的なトイレ環境整備	災害用トイレを保有する区有施設におけるアセスメントの実施		運用・検証・改善を通じた継続的な質の向上		<ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレを保有する区有施設におけるアセスメント項目の達成 ※2（アセスメントの実施は2027年度までに行う目標） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレを保有する全施設における質の高いトイレ環境の実現
方針③ 日頃からの自助・共助の取組の普及啓発	防災授業や防災講話、各種防災イベント等での周知				<ul style="list-style-type: none"> 区民の携帯トイレの備蓄率（3日分）50% 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる区民の携帯トイレの備蓄率向上

※1 豊島区地域防災計画に定める減災目標（2030年（令和12年度）までに、区における首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する）と整合させる。

※2 東京トイレ防災マスタープラン「災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」による。